

省エネ法の要求事項（概要）

年間エネルギー使用量 (原油換算kl)		1,500kl/年以上	1,500kl/年未満
事業者の区分		特定事業者又は特定連鎖 化事業者	
事業者 の 義務	選任すべき者	エネルギー管理統括者・ エネルギー管理企画推進者	
	遵守すべき事項	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;"> 判断基準に定めた措置の実施 (管理標準の設定、省エネ措置の実施等) </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 指針に定めた措置の実践 (燃料転換、稼働時間の変更等) </div>	
事業者の目標		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位 又は電気需要平準化評価原単位の低減 </div>	

事業者の判断基準に含まれる内容（基準部分）

- エネルギー使用の合理化の基準
 - 事業者は、その設置している工場等について、全体として効率的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること
 - 整備された管理体制には、責任者（特定事業者及び特定連鎖化事業者の場合は、「エネルギー管理統括者」）を配置すること
 - エネルギー使用の合理化に関する取組方針を定めること。取組方針には、エネルギー使用の合理化に関する目的、設備の新設及び更新に対する方針を含むこと
 - 取組方針の遵守状況を確認するとともにその評価を行うこと。その評価結果が不十分である場合には、改善の指示を行うこと。
 - 取組方針及び遵守状況の評価手法について定期的に精査を行い必要に応じて変更すること。
 - エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。
 - 従業員に取り組みの周知を図るとともに、エネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。
 - その設置している工場等に係る名称、所在地及びエネルギーの使用量を記載した書面並びに管理体制、取組方針、遵守状況・評価結果を記載した書面を作成、更新、保管することにより状況を把握すること
- 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項
- 工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

事業者の判断基準に含まれる内容（目標部分）

- ◆ エネルギー消費原単位又は電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要平準化評価減単位」という）を管理し、その設置している工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価減単位を中長期的に見て年平均1パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、1及び2に掲げる諸目標及び措置の実現に務めるものとする。
- ◆ エネルギーの使用の合理化等の処置を最大限より効果的に講じて行くことを目指して、中長期的視点に立った計画的な取組に努めなければならない。
その際、エネルギーマネジメントシステム規格であるISO 50001の活用について検討すること。